

大宇根内科呼吸器科クリニック訪問看護(みなし)運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は医療法人晃全会が設置する大宇根内科呼吸器科クリニック訪問看護(以下「訪問看護」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、円滑な運営を図るとともに訪問看護及び予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の事業(以下「事業」という)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 1大宇根内科呼吸器科クリニックは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めなければならない。
2大宇根内科呼吸器科クリニックは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供が出来るように努めなければならない。
3大宇根内科呼吸器科クリニックは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1大宇根内科呼吸器科クリニックは、この事業の運営を行うにあたって、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。尚、みなしの場合は口頭・カルテ指示でよしとする。
2大宇根内科呼吸器科クリニックは、訪問看護を提供するにあたっては、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という)第3者への委託によって、行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称:大宇根内科呼吸器科クリニック
- (2) 所在地:広島県呉市広古新開1丁目1-31

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 訪問看護サービスに従事する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者:看護師もしくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が出来るように統括する。

但し管理上支障がない場合は、他の職務に従事し又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが出来るものとする。

(2) 看護職員:看護師又は准看護師 6名

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 不在 ※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する
が現在は不在である。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1訪問看護の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝日・盆・正月・木曜日午後・
土曜日午後はお休みとする。

(2) 状況に応じこの限りではない。

(3) 営業時間:午前9時から午後6時までとする

常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画
に定めるものとする。

但し、医療保険適用となる場合を除く

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が交付した指示書により、訪問看護計
画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者の主治医は当院の患者であるが、状況に応じて、他の主治医も可で
ある。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療
養上の世話、ターミナルケア・認知症患者の看護等。

(2) 診療の補助

状態の観察・障害の観察等。褥瘡の予防・処置・点滴・採血など・カテール
管理等の医師の指示による医療処置。

(3) リハビリテーションに関する事

(4) 家族の支援に関する事

家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理

利用料などは別紙参照

(緊急時における対応方法)

第10条 1看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態

が生じたときは速やかに主治医に報告し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講ずるものとする。

2前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者等及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 1大宇根内科呼吸器科クリニック訪問看護は、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告知上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険で訪問看護を利用する場合は、主治医の指示があり、介護保険の、認定が非該当となった方、要介護者であっても、末期の悪性腫瘍の患者・神経難病の患者等、急性増悪時などは、別紙利用料を徴収いたします。

2大宇根内科呼吸器科クリニック訪問看護、基本利用料の他以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費はその実額を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
一キロメートル当たり 50 円

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、呉市(上下蒲刈町・音戸町・倉橋町・豊浜町は除く)とする。東広島(黒瀬町のみ)とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 1大宇根内科呼吸器科クリニックは、利用料からの相談、苦情等に対する窓口を設置し指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情などに対し。迅速に対応する。

担当者 看護師長 下光千夏

2大宇根内科呼吸器科クリニックは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 1大宇根内科呼吸器科クリニックは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2大宇根内科呼吸器科クリニックは、は、前項の自己の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3大宇根内科呼吸器科クリニックは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修・委員会の開催を年2回定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
　　担当者：看護師長 下光千夏
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は、養護者(現に養護している家族・親族・同居人等による)虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市長に通報します

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業所は、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するため以下の措置を講ずる。

- (1) ハラスメント防止のための対策を検討する。介護現場においては、担当窓口を定め速やかな対応を行っていく。職場においても、相談窓口を設置し、事務長及び師長が担当する。
- (2) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、ハラスメント防止の研修を入職時・年1回定期的に実施する。
- (4) サービス提供中に、利用者・家族・関係者等において、次のいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ず、サービスを終了する場合があります。
 - ① 従業員に対して行う暴言。暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの行為。
 - ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影・録音などを無断でSNSに掲載するなど。

(身体拘束に関する事項)

第17条 事業所は、利用者又は他の利用者などの生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない事とし、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者のしんしんの状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

(感染症の予防及びまん延防止の対策に関する事項)

第18条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止の対策をするために以下の措置を講ずる

- (1) 感染症の予防及びまん延防止の対策について指針を整備します。
- (2) 事業所は、職員に対して研修を年2回以上。訓練を年1回以上実施します。
- (3) 委員会を年2回以上開催します。

(業務継続計画策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けて以下の措置を講ずる。

- (1) 事業所は、職員に対し、周知・徹底のための研修を年2回以上。訓練を年1回以上行います

第20条 大宇根内科呼吸器科クリニックは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図る為に次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後1か月以内の院内研修
- (2) 1年に1回の業務研修等

1職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはいけない。退職後も同様とする。

2大宇根内科呼吸器科クリニックは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に罹る療養に関する諸記録は3年間、診療録は5年間保管とする。)

附則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。